

帯広市消費生活基本計画の概要

策定の根拠: 帯広市消費生活条例第10条の規定に基づき策定

計画策定の背景

社会情勢

- 規制緩和や高度情報化、国際化の進展により、消費者の利便性向上、選択肢の拡大
- 消費者被害のリスク拡大

帯広市の動き

- 帯広市消費生活条例(H23.4.1)
 - ☞帯広市消費生活安定条例の全部改正
- 消費者問題の動向
 - ☞相談件数は減少したが、相談内容は複雑・多様化している
 - ☞高齢者、若年者の被害が絶えない

国や北海道の動き

- 国の動き
 - ☞消費者庁の設置(H21年9月)
 - ☞消費者基本計画の策定(H22～H26年度)
- 北海道の動き
 - ☞北海道消費生活条例の改正(H21年10月)
 - ☞北海道消費生活基本計画の策定(H22～H25年度)

基本方針と施策の方向

計画期間: 平成24年度～平成28年度(5年間)

I. 消費生活の安全・安心

1. 危害等の防止

商品やサービスの安全性の確保、情報提供等危害防止をはかります。

- ☞食品・住まい等の安全性の確保
- ☞関係機関との連携

2. 事業活動の適正化

消費者が適切に商品・サービスを選択できる取引環境を確保します。

- ☞表示・広告の適正化
- ☞包装の適正化
- ☞計量の適正化

3. 取引の適正化

消費者被害防止のため、適正な事業活動を確保し、消費者取引の適正化をはかります。

- ☞事業者に対する調査、指導、勧告等
- ☞法令遵守のための周知、啓発

4. 商品やサービス等の確保と物価の安定

生活関連物資の適正価格、安定供給をはかります。

- ☞生活関連商品等に関する調査、安定供給
- ☞特定生活関連商品等に関する指定、調査、勧告等

II. 消費者被害の救済

5. 相談体制の充実

相談体制や国・北海道等関係機関との連携を強化し、迅速・的確に消費者被害の救済をはかります。

- ☞専門相談員による助言・あっせん等
- ☞専門相談員の専門的知識の向上

6. あっせんと調停

解決困難な相談事案について、有識者で組織された審議会のあっせん・調停により解決をはかります。

- ☞消費生活審議会によるあっせん・調停

7. 訴訟の支援

一定の要件を満たし、訴訟を提起する場合、訴訟に必要な支援等を行います。

- ☞消費者訴訟に要する費用の貸付等

III. 消費者の自立支援

8. 消費者啓発の推進

様々な手法で情報提供・啓発活動を行い、消費者被害の未然防止をはかります。

- ☞情報提供の推進
- ☞高齢者、若年者等世代毎の啓発

9. 消費者教育の推進

消費者が自ら知識や判断力を修得し、自主的・合理的に行動するための施策をすすめます。

- ☞学習の機会及び場の提供
- ☞消費者教育の内容充実

10. 消費者団体への支援

消費者の組織的な活動の支援や連携をはかります。

- ☞消費者団体との連携の促進
- ☞自主的な活動への支援

11. 消費者意見の反映

消費者が消費者施策に参画し意見を述べる機会を設け、その意見を消費者行政に適切に反映します。

- ☞消費者施策への参画

IV. 環境保全への配慮

12. 環境保全の推進

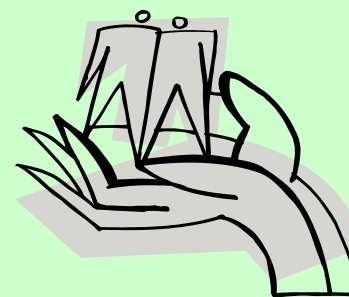
長期的な視点に立って、学習活動や環境に配慮した取り組みをすすめます。

- ☞環境に配慮した消費者の育成と事業活動の促進

13. 地域資源の活用

地産地消に取り組み、環境や資源に配慮した循環型地域社会づくりをすすめます。

- ☞地産地消等による循環型地域社会づくり



消費生活基本計画の推進

1. 推進体制の整備

「(仮称)帯広市消費生活行政推進連絡会議」等における協議・調整

2. 検証と評価

毎年度、各施策の進捗状況を検証・評価を行い、消費生活審議会に報告

3. 計画の指標

進捗状況等を点検する指標を設定します。

指標名	消費生活のホームページ アクセス件数 (件)	消費者講座等の参加人数 (人)	消費生活相談の解決率 (%)	不合格計量器の出現率 (%)
基準値	26,994	3,300	99.4	2.0
目標値(H28)	32,000	3,600	99.6	1.5

消費者が安全で安心な豊かな消費生活を営むことができる暮らしの実現